

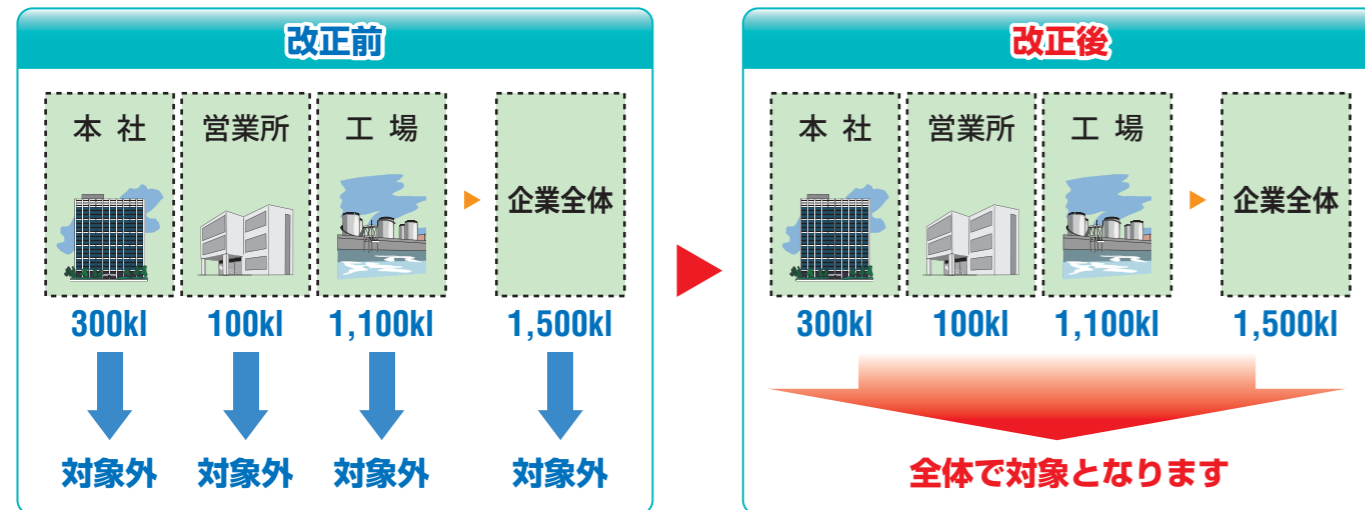
改正省エネ法の基礎知識

2010年4月1日、改正省エネ法施行！

【主な改正のポイント】

- 従来は1事業者のエネルギー使用量が1,500kl(原油換算)未満なら対象外でしたが、省エネ法改正後は同一事業者の場合、全国全ての事業所の合計が対象となります。

(例) 100klのコンビニが全国で15件あれば、まとめて1,500klなので対象となりました。(特定連鎖化事業者)



- 1,500kl以上の対象になると、
 - ①エネルギー管理統括者(経営に発言権を持つ役員クラス)
 - ②エネルギー管理企画推進者(実務面で補佐する人)を各1名専任し、エネルギー管理体制を構築して省エネを推進することを義務付けられます。
- 第2種(1,500kl以上~3000kl未満)が、定期報告書と中長期計画書の提出が必要となりました。

日設は独自の『省エネ技術』と『省エネノウハウ』で、皆様の省エネ活動をお手伝いします。

●本社・事業所

本 社	TEL 03-3501-0211
横浜営業所	TEL 045-201-1616
茨城営業所	TEL 0297-77-4161
東北支店	TEL 022-272-5801
信越支店	TEL 026-228-8011
新潟営業所	TEL 025-290-5230
西日本事業推進本部	TEL 06-6448-1551
東海支店	TEL 052-201-2275
関西支店	TEL 06-6448-1551
中国支店	TEL 082-246-1977
九州支店	TEL 092-432-5601

株式会社 日設 <http://www.nisetu.co.jp>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-8 郵政福祉虎ノ門第2ビル
TEL.03-3501-0211 FAX.03-3591-4136

お客様の“省エネルギー”に貢献する

エコリノベーション

◎省エネ対策をお考えのすべてのお客さまへ

”身近にある省エネ”から”高度な省エネ”までサポートします。

身近なところからできる省エネ。無駄なエネルギーの排除。快適さをそこなわずにできる身の回りの節約。小規模から大規模な改修・リニューアルに対応した設備の提案。経年劣化による設備の更新により快適性とランニングコストの削減をします。

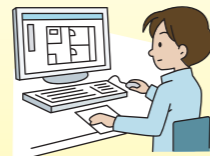


どのようなことでもご相談にのります。

◎省エネ対策 導入の流れ

1 まず省エネ診断から

身のまわりにあるデータや資料から現状を把握します。エネルギー管理士やCASBEE建築評価員、専門スタッフが現状を分析・診断し問題点・改善点を抽出します。



2 最適な対策をご提案します。

最適で具体的な省エネ機器・設備、運用方法をご提案します。「費用対効果」「省マネー・省コスト」を考え、既存の設備を最大限生かした提案を行います。

3 ローコストな施工

対策を実現できる高度で省コストな設計、およびローコストな工事を実施します。



4 運用もサポート

せっかく導入した設備も運用次第では台無しになってしまいます。効果的な運用管理を指導。省エネ効果の維持をサポートします。

1

無駄の排除

- 不居室の照明・空調のOFF
- 冷暖房効果を妨げる侵入外気の抑制
- 室内発熱源に対する局所排気
- 予冷時の外気取入れ停止
- フィルターの清掃

2

快適さを損なわない程度の節約

- 室温設定温度、送風量、外気量、照度の見直し
- 冷水・温水送水温度設定の見直し

3

設備からのエネルギーロス防止

- 配管・ダクトの保温強化
- バルブ、フランジ等の未保温箇所の保温

4

見過ごされていた廃熱を回収

- 外気取入れに全熱交換器の採用
- 熱回収ヒートポンプの採用 (CO₂冷媒ヒートポンプ)

7

自然エネルギーの積極的利用

- 太陽光発電
- 外気冷房
- 自然換気 (パッシブ換気)
- フリークーリングの採用
- 地中熱利用 (クールヒートチューブ、地中熱ヒートポンプ)

6

機器・設備の効率向上

- 機器の適正容量化
- 台数制御、インバータ制御
- 機器の高効率化へのリプレース
- 高効率照明 (LED) 器具への交換
- 負荷変動に対する容量の自動制御電力の力率改善

5

エネルギー供給会社との需給調整契約

- 水・氷蓄熱・貯湯式給湯などの夜間電力の利用
- ピーク時間調整契約 (デマンド制御)

日設の7つの省エネルギー有効対策

エネルギー消費量のデータ分析による、適切な省エネルギー計画を提案いたします。

Nissetsu Eco Renovation